

会津若松市市民協働プラザ利用団体の登録に関する規程

令和8年3月31日決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、会津若松市市民協働プラザ（以下「市民協働プラザ」という。）の利用団体の登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 市民協働プラザの利用登録を受けようとする団体は、市民協働プラザ利用団体登録申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を、市民協働プラザの管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(登録の審査)

第3条 管理者は、登録の申請があったときは、別に定める会津若松市市民協働プラザ利用団体認定基準（以下「認定基準」という。）により、当該申請に係る内容を審査し、登録の手続を行うものとする。

(登録の手続)

第4条 管理者は、前条の規定により認定基準に該当するものと判断した団体については、市民協働プラザ利用団体として登録するものとする。

2 登録は、市民協働プラザ利用団体として登録名簿に登載するとともに、当該団体に市民協働プラザ利用団体登録証（第2号様式）を交付して行う。

3 登録の有効期間は、前項の規定により登録を受けた日から3年間とする。ただし、初回の登録の有効期間は、当該登録日から次条に規定する一斉更新日の前日までの期間とする。

4 管理者は、登録を受けた市民協働プラザ利用団体（以下「登録団体」という。）に対し、必要な助言をすることができる。

5 管理者は、認定基準に該当しない団体に対しては、登録を行わず、その旨を記載した書面をもって当該団体に通知するものとする。

(登録の更新)

第5条 登録の更新は、有効期間が満了する日の翌年度の4月1日に一斉に行うものとする。

(登録の効果)

第6条 登録団体は、団体の活動等において、市民協働プラザの会議室及び、市民活動・フリースペース、市民作業スペース（以下「施設等」という。）を利用することができる。なお、施設等の利用方法等については、別に定める。

2 登録団体は、市民作業スペースの複写機及び事務用品等を利用することができる。複写機の利用にあたっては実費相当分の費用を管理者に支払うものとし、事務用品については、無料で利用することができるものとする。なお、複写機の利用方法や費用負担等については別に定める。

(変更の届出等)

第7条 登録団体は、第2条の申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに市民協働プラザ利用団体登録変更届(第3号様式)を管理者に届出しなければならない。

2 登録団体は、活動を停止したとき又は解散したときは、速やかに市民協働プラザ利用団体登録取消届(第4号様式)を管理者に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 管理者は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その登録を取り消すものとする。

(1) 登録団体が虚偽の申請により登録を受けたとき。

(2) 登録団体が登録の要件を欠くに至ったとき。

(3) 登録団体の登録期間中の施設利用が著しく少ない、又は活動実績が確認できないとき。

(4) その他、登録団体としてふさわしくない行為があったとき。

2 管理者は、登録を取り消す場合は、その旨を記載した書面をもって当該団体に通知するものとする。

(情報提供)

第9条 管理者は市民公益活動等の推進のため、登録団体の承認を得て、当該団体の登録内容の一部についての情報を市民及び市関係課、関係機関等へ提供することができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。